

昭和五年三月一日

東京交通更新協議會

(二) 機関紙発行の件

近日中ニ更新協議會ノ名ヲ以テ機関紙ヲ發行スル事トシ編輯責任者ヲ伊藤誠ニ決定ス

本協議會組織ニ関シ東京交通警備組合各支部員ニシテ旧現實向盟ニ屬セシ者等ハ近ク東京交通警備組合ヨリ独立ノ形式ヲ採リ本協議會ニ加盟スルトニ幹部間ニアリテ協議決定セル向アリテ市電警備ヲ救會トシ東京交通警備組合内部ノ紛乱ニ相當擴大セントスル現勢ナリ

(管下各警察署長ニ在リテハ尚特ニ警戒取締相成度) 右及申(一通)報候也

別記

指令

第十七號

四月二十七日

東京交通警備組合本部

職者者に對して

死力を盡して戦つた總罷業は一應打切つたが斗争は今後に發せられて、殊に職者者の復職問題にして

最も多量にやる必要がある、罷業直後ノ勢は、今更ニ取も交渉に就いて不利な時期だ

職者者百二十名の復職運動は今日より敢て始められた、首腦部は局長市長どう交渉を閉鎖しな

一職者者は又本部に於ける支那幹部の最中斗争ニエトルヤリを持しつたから、職者者もこれとて職場

を與へては絶對に成らない

一職者者は勿論言ふまでもない、思ふがごとく、現場におかといふより支那一切事務を處理し、現場の中

一先鋒に於ける交渉等に對して通常に先鋒に於ける交渉の任に當るべき、此の場合所長、助役等の万

一交渉現場におつたといふことも、職權に交渉して決して交渉権を放棄せしむること

一常は職場に組織を強化して交渉後に於ける上層の意氣の沈滞せんとすまぬ如きこと、對して

一本部より緊密な連絡を常に取ること

一職者者のつたが、所屬、住所、職種の種別を至急本部に報告すること

別記

陳情書

我々市電従業員は労働交渉を通じての責任にありきと自覺し、且、市電の安全を足として日夜改々として、其の職務に盡力して居るものあり、偶々我々一万三千名従業員の仕事権限と更に労働組合破壊の如き當局の態度に對し切實なる要求を提出し、當局の誠意ある回答を待たざるあり、不幸にも當局の拒絶と更に高圧的挑発に對して、遂に罷業するの止むを得ざるに至つたものあり、然し、我々は全市民の交通不安を一日早く一掃するたが、猶も協議して、充分斗争力を感し、なからし、並條件罷業を打切り、いかに市長の誠意に信頼し、同僚百五十名の生死を談したるあり